

豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業 スケジュールの一部変更について

平成 19 年 11 月 30 日

豊橋市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項の規定により、平成 19 年 10 月 11 日に豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業に関する実施方針について公表しましたが、この度、スケジュールの一部について以下のように変更いたしましたので、お知らせいたします。

記

①「実施方針等に関する質問への回答」の時期

実施方針に記載のスケジュール	変更後のスケジュール
平成 19 年 11 月中旬	平成 19 年 12 月

②「特定事業の選定・公表」の時期

実施方針に記載のスケジュール	変更後のスケジュール
平成 19 年 11 月	平成 19 年 12 月

③債務負担行為の設定に関する議案の提出予定時期

実施方針に記載のスケジュール	変更後のスケジュール
平成 19 年 12 月定例会 (12 月議会)	平成 20 年 3 月定例会 (3 月議会)

なお、実施方針に記載のある、上記以外の募集及び選定のスケジュールにつきまして、変更の予定はありません。

以上